

お客さまへ

2025年4月8日

高山信用金庫

「2025年4月の追加関税措置」による特別融資の取扱い開始について

「2025年4月の米国による追加関税措置」の影響により直接的または間接的な影響を受けられました事業者様の金融円滑化を目的とし、当金庫は地域金融機関として、特別融資の取扱いを開始することと致しました。

詳しいご相談につきましては、最寄りの店頭窓口にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

記

「緊急特別対策資金（追加関税）」事業性資金

項 目	内 容
ご利用頂ける方	今般の追加関税の影響を受けられる（受けることが想定される）法人又は個人事業者（農業者含む）
お 使 い み ち	今般の追加関税の影響による必要運転資金又は設備資金
ご 融 資 金 額	1億円以内
ご 融 資 期 間	10年以内（据置期間3年以内）
ご 融 資 方 法	手形貸付または証書貸付
ご 融 資 金 利	1.50%（最優遇金利）以上 当初3年間は固定金利（固定期間終了後は変動金利） ※適用されるご融資金利は金庫所定の条件により変わります。
お 取 扱 期 間	2025年12月30日（火）まで
保 証 人	第三者保証人は原則不要

※その他にも所定の取扱条件・審査がございます。

なお、内容によっては、ご希望に添えない場合がございます。

お気軽にご相談下さい。

以 上